

付 録

工業統計調査規則
工業調査票甲
工業調査票乙

工業統計調査規則

昭和 26 年 12 月 28 日

通商産業省令第 81 号

最終改正 平成 14 年 10 月 23 日

産業経済省令第 110 号

(省令の目的)

第 1 条 工業統計調査(指定統計第 10 号。以下「工業調査」という。)の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第 2 条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の期日)

第 3 条 工業調査は、毎年 12 月 31 日現在によって行う。

(調査の範囲)

第 4 条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和 26 年政令第 127 号)

第 2 条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号)に定める日本標準産業分類に掲げる大分類 F 製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)について行う。

(調査の種類)

第 5 条 工業調査は、甲調査及び乙調査とする。

2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者 30 人以上のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。

3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者 29 人以下のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。

(調査事項)

第 6 条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。

- | | |
|------------------------|--|
| 1 事業所の名称及び所在地 | 11 リース契約による契約額及び支払額 |
| 2 本社又は本店の名称及び所在地 | 12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 |
| 3 他事業所の有無 | 13 製造品の出荷額、在庫額等 |
| 4 経営組織 | 14 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及び修理料収入額の合計金額 |
| 5 資本金額又は出資金額 | 15 内国消費税額(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。) |
| 6 従業者数 | 16 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合 |
| 7 常用労働者毎月末現在数の合計 | 17 主要原材料名 |
| 8 現金給与総額 | 18 作業工程 |
| 9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費 | 19 工業用地及び工業用水 |
| 10 有形固定資産 | |

(調査票の様式)

第 7 条 甲調査及び乙調査は、それぞれ経済産業大臣が定める様式による工業調査票甲及び乙(以下「調査票」と総称する。)によって行う。

2 経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(申告義務)

第 8 条 第 4 条に規定する事業所の管理責任者(以下「申告義務者」という。)は、第 5 条の区分に従い、調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

(準備調査)

第 9 条 都道府県知事は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って第 17 条第 1 項に規定する工業調査員に準備調査を行わせ、経済産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)

1 部を市町村長(東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。)の定める日までに作成させなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(調査の方法)

第 10 条 工業調査は、第 17 条第 1 項に規定する工業調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

(調査票等の提出)

第 11 条 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、一部を市町村長の定める日までに第 17 条第 1 項に規定する工業調査員に提出しなければならない。

2 前項の規定により調査票の提出を受けた工業調査員は、当該調査票を当該工業調査員の第 17 条第 3 項に規定する担当調査区を管轄する市町村長に提出しなければならない。

第 12 条 市町村長は、市町村(東京都内の区のある地域では区。以下同じ。)内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿については、その写し 1 部を作成して保存し、準備調査名簿 1 部及び調査票 1 部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第 13 条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し 1 部及び調査票の写し 1 部を作成して保存し、調査票の内容を収録した磁気テープ 2 部を作成して 1 部を保存し、準備調査名簿 1 部を翌年 4 月 30 日までに、調査票 1 部及び調査票の内容を収録した磁気テープ 1 部を翌年 6 月 30 日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

(事故の場合の措置)

第 14 条 市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第 12 条に規定する都道府県知事の定める日より難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合には、都道府県知事は、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告があった場合には、経済産業大臣は、第 13 条に規定する期限を、第 1 項の報告を行った市町村の地域に限り、別に定めることができる。

4 経済産業大臣は、前項の規定により第 13 条に規定する期限を別に定めたときは、その旨を告示する。

第 15 条及び第 16 条 削 除

(統計調査員)

第 17 条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第 12 条第 1 項に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力を有するもの(次の各号に掲げるものを除く。以下「工業調査指導員」という。)及び第 4 項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者(次の各号に掲げるものを除く。以下「工業調査員」という。)とする。

一 国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)第 2 条第 11 号に規定する徴収職員又は地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 1 条第 1 項第 3 号に規定する徴税吏員

二 警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 34 条第 1 項に規定する警察官又は同法第 55 条第 1 項に規定する警察官

2 工業調査指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、工業調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれに附帯する事務を行う。

3 工業調査員は、市町村長から指定された調査区(以下「担当調査区」という。)を担当する。

4 工業調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び工業調査指導員の指導を受けて、担当調査区内にある事業所に係る調査票の配布及び収集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

第 18 条 削 除

(実地調査)

第 19 条 統計官、統計主事その他工業調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第 13 条の規定により、必要な場所に立ち入り、第 6 条第 6 号から第 19 号までに掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならない。

(集計及び公表)

第 20 条 経済産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

(調査票等の保存期間)

第 21 条 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2 年とし、経済産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3 年とする。

2 都道府県知事の保存する調査票を収録した磁気テープの保存期間は 2 年とし、経済産業大臣の保存する調査票及び集計表を収録した磁気テープは永年保存とする。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和 25 年工業センサス規則(昭和 25 年通商産業省令第 99 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 旧規則の規定による準備調査名簿及び調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿及び調査票とみなす。
ただし、その保存については、なお従前の例による。
- 4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 平成 14 年の乙調査は、第 5 条第 3 項に規定する事業所のうち、従業者 4 人以上のものについてのみ行う。

乙 14 年

平成14年工業統計調査 工業調査票乙 (従業者29人以下の事業所用)

指定統計 第 10 号



市区町村番号 調査年度 調査区 調査号 工業調査票番号

この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。調査票は経済産業省に送付され、厳重に保管されます。...

乙 14 年

事業所の名称及び所在地

電話

市区町村

支店

支店

支店

支店

支店

支店

支店

支店

支店

支店

支店

支店

支店

支店

支店

支店

支店

支店

支店

Table with 2 columns: No. and Name of business. Includes fields for address and phone number.

Table for production and sales data. Columns include item name, quantity, unit, and amount.

Table for income and expenditure. Columns include category (e.g., sales, wages) and amount.

Table for fixed capital and depreciation. Columns include acquisition year, type of asset, and depreciation method.

Additional information section with fields for respondent details and comments.

統計資料 利用の御案内

1 ホームページ「統計情報」利用の御案内

統計部にて公表している、各種統計情報をホームページで御覧になれます。

下記アドレスにアクセスして御利用ください。

アドレス 東京都のトップページ <http://www.metro.tokyo.jp/>

から、中段左の「統計資料」をクリックしてください。

問い合わせ先 総務局統計部調整課統計広報係

電話 03 - 5321 - 1111 (代表) 内線25 - 435 ~ 6

03 - 5388 - 2516 (ダイヤルイン)

2 統計資料室

統計資料室は、国の各省庁、都各局、区市町村、道府県及び特殊法人等が発行する各種統計資料を収集、保管・管理しています。閲覧・貸出の他に、統計利用相談、資料複写などを行っていますので、御利用ください。

場 所 東京都庁第一本庁舎14階南側

総務局統計部調整課内統計資料室

利用時間 午前9時～午後5時

ただし、正午から午後1時までの時間を除きます。

休 室 日 土曜、日曜、祝祭日、その他の都庁閉庁日

利用方法 どなたでも御利用いただけます(貸出は、都内在住・在勤・在学者に限ります。貸出を希望する場合は、住所、氏名、勤務先などを証明するものが必要です)

複写料金 1枚10円(民間資料や著作権のある資料の複写は不可)

保管資料数 約13,400冊(平成15年9月現在。CD-ROMを含む)

保管統計資料一覧が下記の東京都のホームページで閲覧できます。

連絡先 03 - 5321 - 1111 (代表) 内線25 - 484

03 - 5388 - 2524 (ダイヤルイン)

統計書の御案内（東京都総務局統計部） 平成16年 2月

東京都総務局統計部では、次の統計書を編集・刊行しています。これらの統計書は、統計部調整課「統計資料室」（都庁第一本庁舎14階S）で閲覧、貸出し、複写サービス（有料）を行っています。 都庁代表（5321）1111

統計書の名称	刊行 周期	直近刊行 年月日	掲載内容	担当係 内線
総合統計書等				
東京都統計年鑑(平成13年)	毎年	15年 3月	都の代表的な総合統計書	25-481
暮らしととうけい(2003年)	毎年	15年 3月	グラフによる一般都民広報用統計書	25-435
大都市比較統計年表(平成13年)	毎年	15年 3月	政令指定都市の基本統計を集録	25-481
東京都社会指標(平成14年度)	毎年	15年 3月	都民生活の諸側面を示す指標を体系的に集録	25-473
統計調査結果及び加工分析結果報告書				
人 口				
東京都住民基本台帳人口移動報告(平成14年)	毎年	15年10月	月別、男女別、他府県間及び区市町村間の移動者数	25-511
住民基本台帳による東京都の世帯と人口	毎年	15年 3月	1月1日現在の区市町村・年齢・町丁別世帯と人口	"
東京都の人口(推計)	毎月		1日現在の区市町村・男女別推計人口、世帯数等	"
人口の動き(平成14年度中)	毎年	15年 3月	転入転出・出生死亡等の変動要因別人口の動き	"
東京都区市町村町丁別報告(平成12年国勢調査結果)	5年	15年 3月	町丁別、年齢別、男女別人口	25-517
東京都の昼間人口(平成12年国勢調査結果)	5年	15年 3月	地域・男女別昼間人口、15歳以上通勤・通学人口	"
東京都の人口移動の実態(都居住環境人口移動理由別調査結果)(平成8年中)	5年	10年 3月	他府県間、都内間移動者の移動理由別人口	"
東京都人口の予測(各年テーマを替えて予測) * 東京都昼間人口の予測	毎年	15年12月	区市町村別人口、男女年齢別人口、昼間人口 就業者数、世帯数を国勢調査年から20年後迄を予測	25-486
東京都生命表(平成12年)	5年	15年 3月	国勢調査年における男女、各歳別平均余命	"
経 済				
都民経済計算年報(平成13年度)	毎年	16年 2月	経済活動を生産、分配、支出の3面から推計	25-474
東京都産業連関表(平成9年表)	5年	14年 7月	産業間の財貨・サービスの取引の状況を推計	25-471
企業・事業所				
事業所・企業統計調査報告(平成13年)	5年	15年 3月	地域別、産業別事業所数、従業者数等	25-631
世界農林業センサス結果報告(2000年)	10年	13年 3月	農林家・農林業経営体数、農地・山林面積、販売額等	"
農業センサス東京都結果報告(1995年)	10年	8年 3月	農家・農業経営体数、農地面積、販売額等	"
第10次漁業センサス結果報告(平成10年)	5年	12年 3月	漁家・漁業経営体数、漁船隻数、漁獲高等	"
商業統計調査報告(平成14年 卸売・小売業)	5年	15年 9月	商店数、従業者数、販売額、売場面積等	25-561
東京の商業集積地域(平成9年商業統計調査報告)	5年	12年 2月	商業集積地域の商業活動の実態	"
東京の小売業(平成11年商業統計調査報告)	5年	13年10月	小売業の業態別数(コンビニエンスストア、専門店、総合スーパー等)	"
東京の工業(工業統計調査報告)(平成13年)	毎年	15年 3月	事業所数、従業者数出荷額等	25-581
東京都工業指数(月報)	毎月			
" (年報)(平成14年版)	毎年	15年 8月	工業生産活動を表した生産・出荷・在庫の指数	25-595
消費・物価・家計				
東京の物価(都区部)(小売物物価統計調査報告)	毎月		区部の物価指数(総合、十大費目別等)	25-621
都民のくらしむき(月報)	毎月			
" (都生計分析調査結果)(平成14年年報)	毎年	15年 8月	世帯の収入と支出(用途・属性・階層別等)	25-663
労働・賃金				
東京都の賃金・労働時間及び雇用の動き(月報)	毎月			
" (毎月勤労統計調査結果)(平成14年年報)	毎年	15年 3月	労働者数、平均賃金、労働時間等	25-531
東京の労働力(労働力調査地方集計結果)(4半期報)	4半期	16年 2月		
" (労働力調査地方集計結果)(年報)	毎年	16年 2月	労働力人口、就業者数、完全失業者数及び完全失業率等	25-541
都民の就業構造(平成9年就業構造基本調査報告)	5年	11年 3月	就業、不就業状態に関する基本的事項	25-541
教育・文化				
学校基本調査報告(平成15年度)	毎年	15年12月	学校数、在学者数、教職員数、卒業者の進路等	25-521
学校保健統計調査報告(平成15年度)	毎年	16年 2月	幼児、児童、生徒の発育状態(身長、体重、座高)	"

東京の工業
(平成14年工業統計調査報告)

登録番号 (15) 124

平成16年3月11日発行

編集・発行 東京都総務局統計部
商工統計課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-2544(ダイヤル)
03-5321-1111(代表)
内線 25-581~7

印刷 株式会社 伸行社
東京都杉並区和泉4-45-15
電話 03-3311-1050



古紙配合率 100%再生紙を使用しています。